編集

令

和 三 年

第二六八 号

十二月十四日 火 曜

日

 (\Box)

大規模小売店舗において小売業を行う者

佐伯市野岡町二丁目一番十号

池

邉

恭

行

株式会社マルミヤストア

代表取締役社長

池

邉

恭

行

代表取締役社長

株式会社マルミヤストア

目

次

3

大規模小売店舗の新設をする日

佐伯市野岡町二丁目一番十号

令和四年七月十六日

5

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(--)

駐車場の位置及び収容台数

4

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千二百五十五平方メートル

示

平成七年一月三十一日付け大分県報号外(八)に登載の大分県教育委員会規則第四号

〇 告

示

大分県告示第六百八十二号

関係書類を縦覧に供する。 規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第三項の規定により 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項

(四)

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

合計 二百四十四・六平方メートル

荷さばき施設(2) 荷さばき施設(1)

建物南側

百五十二・六平方メートル 九十二平方メートル

建物北側

廃棄物保管庫(1)

建物南側

九・一二立方メートル

廃棄物保管庫(2)

建物南側 十三・六八立方メートル

 (\equiv)

荷さばき施設の位置及び面は 建物北側・西側 二十二台 駐輪場の位置及び収容台数 建物敷地内 九十台

 (\Box)

令和三年十二月十四日

大分県知事 広

瀬

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

合計 二十二・八立方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

大規模小売店舗の新設に関する届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルミヤストア大在店

大分市大在中央一丁目二百五十一番地 外十一筆

2 又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名

大規模小売店舗を設置する者

勝

貞

6

閉店時刻 午後十一時

開店時刻 午前八時

 (\Box) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時三十分から午後十一時三十分まで

 (\equiv) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

一箇所 店舗敷地北側・西側

令和三年十二月十四日

大分県報 (告示)

 $\stackrel{-}{=}$

届出年月日

二十四時間

(四)

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

土地改良法

同法第八十七条第五項の規定により、

中山間地域総合整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する

次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

縦

覧

場

所

勝

貞

(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営

(区画整理) 県営経営体育成基盤整備事業 三 に知事に対し審査請求をすることができる。 定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、 字江須賀千六百一番地の二の大富義夫ほか七人からの県営土地改良事業施行申請を適当と決 兀 大分県告示第六百八十四号 定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。 大分県告示第六百八十三号 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十六条第一項の規定により、宇佐市大 月十四日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地 2 1 は、その旨を申し出ることができる。 に提出しなければならない。 「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課 その他 関係書類の縦覧 令和三年十二月十四日 なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者 法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和四年四 令和三年十一月十五日 縦覧期間 縦覧場所 令和三年十二月十四日から令和四年四月十四日まで 大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課 利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内 事 業 名 江須賀地区 地 区 大分県知事 名 令四・ 一・ 四まで 縦 広 覧 期 瀬 間 同条第五項の規 勝 宇佐市役所 縦覧場所 。 以 下 貞 ように道路の位置を指定した。 大土第三— 大分県告示第六百八十五号 ページ 一号 分県立先哲史料館利用規則)中の訂正 竹田西部地区 に知事に対し審査請求をすることができる。 指定番号 八 平成七年一月三十一日付け大分県報号外 建築基準法 なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内 令和三年十二月十四日 令和三年十二月十四日 段 下 地 四〇五番一田布市挾間町赤野字南口原 (昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、 右から三 X 正 指 行 名 定 位 図書館 置 令令 四三 ・ ・ 一 誤 令三・一一・三〇 (八)に登載の大分県教育委員会規則第四号(大 縦 大分県知事 一・四まで 大分県知事 誤 指定年月日 覧 期 間 広 広 史料館 道路の幅員 六・一〇 メートル 瀬 瀬 竹田市役所

勝

貞

次の

道路の延長

メートル

八三・二三

正